

平成 28 年 4 月 20 日
内閣府地方創生推進事務局

平成 28 年度における地方創生推進交付金の取扱いについて

I. 基本的な考え方

- ① 地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。
- ② 支援対象である先導的な事業は、以下の 3 タイプとする。
 - ・先駆タイプ…官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業
 - ・横展開タイプ…先駆的・優良事例の横展開を図る事業
 - ・隘路打開タイプ…既存事業の隘路を発見し、打開する事業
- ③ 各事業毎に、ふさわしい具体的な KPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCA サイクルを整備することが必要である。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果について公表するとともに、国への報告を行う。
- ④ 今般、地方創生推進交付金については、地域再生法に位置づけ、法律補助とするとともに、地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付する。その際、地域再生計画の事業期間については複数年度（～5 か年度）も可能とすることとし、翌年度以降も、KPI の達成状況等を検証した上で交付金を交付しうる仕組みとし、安定的・継続的に事業を執行できるようにするものである。

II. 予算額

1,000 億円（事業費ベース 2,000 億円程度）

Ⅲ. 支援対象

1. 先駆タイプ

(1) 対象事業及び基準

原則として、以下の（イ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、（ロ）に掲げる事業の仕組みを全て備え、（ハ）に示す先駆性を有する事業を実施する場合を対象とする。

なお、

- ・ 26 年度国補正予算地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事业分（タイプⅠ）や 27 年度国補正予算地方創生加速化交付金における特徴的な取組事例
- ・ 地域しごと創生会議で紹介する特徴的な事例
- ・ 地域金融機関における特徴的な事例

を公表しているので、先駆性を有する事業の構築に当たり、参考としてご活用頂きたい。

(イ) 対象事業分野

各地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業全般を対象とする。

具体的な例としては、以下のとおりである。

- i しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版 DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上 等
- ii 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- iii 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- iv まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市 等

(ロ) 事業の仕組み

- i 地域経済分析システム（RESAS）の活用などにより客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
- ii 事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。
- iii KPI が、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。

- iv 効果の検証と事業の見直しの結果について、公表するとともに、国に報告すること。また、複数年度にわたる地域再生計画の場合において、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPI の達成状況等の検証結果を踏まえたものとする。

(ハ) 先駆性

i 先駆性

以下の①から⑦の視点から、先駆的事业であること（地方創生に関する従来の事業の成果を踏まえつつ、事業内容、実施体制、事業の手法に新規性のある取組であること等）。

特に、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の要素は重要であるので、原則として、これらの4つの要素が全て含まれることを、地域再生計画認定申請及び交付金申請の要件とする。

ただし、生涯活躍のまち、コンパクトシティ等にあつては、必ずしも、③地域間連携の要素を要件とするものではない。

① 自立性

事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的（3～5年後）に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること。

具体的には、事業収入や会員からの収入、また、地方公共団体独自の財源確保等に取り組むこと。

② 官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

③ 地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

④ 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業であること。

⑤ 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。

⑥ 地方創生人材の確保・育成

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や育成に資するものであること。

⑦ 国の総合戦略における政策５原則等

国の総合戦略における政策５原則（将来性、地域性又は直接性）の観点や新規性など、他の地方公共団体において参考となる先駆的事业であること。

ii 審査

審査に当たっては、原則として、①～⑦の各視点で、外部有識者による審査を行う予定としている。

（２）事業計画期間及び交付金額

計画認定期間を５か年度以内とする。

交付に当たっては、都道府県においては１事業あたり国費２億円（事業費ベース４億円）、市区町村においては１事業あたり国費１億円（事業費ベース２億円）を上限の目安とする（注）。

（注）提出案件の内容等によっては、この目安にかかわらず、交付しうるものとする。

なお、先駆タイプに応募して、外部有識者による審査の結果、先駆タイプとしての採択基準を満たさない場合であっても、下記２．横展開タイプとしての基準を満たした場合には、横展開タイプとして採択される場合がある。

2. 横展開タイプ

(1) 対象事業及び基準

原則として、以下の（イ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、（ロ）に掲げる事業の仕組みを全て備え、（ハ）に示す先駆性を有する事業を実施する場合を対象とする。

（イ）対象事業分野及び（ロ）事業の仕組み

1. 先駆タイプと同じである。

（ハ）先駆性

i 先駆性

以下の①から⑦の視点から、先駆的事业であること（地方創生に関する従来の事業の成果を踏まえつつ、事業内容、実施体制、事業の手法に新規性のある取組であること等）。

特に、①自立性に加え、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素が含まれることを、地域再生計画認定申請及び交付金申請の要件とする。

① 自立性

事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的（3～5年後）に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること。

②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における政策5原則等の内容については、1. 先駆タイプと同じである。

ii 審査

審査に当たっては、①～⑦の各視点で、審査を行う予定としている。

(2) 事業計画期間及び交付金額

計画認定期間を3か年度以内とする。

交付にあたっては、都道府県においては1事業あたり国費5,000万円（事業費ベース1億円）、市区町村においては1事業あたり国費2,500万円（事業費ベース5,000万円）を上限の目安とする。

3. 隘路打開タイプ

(1) 対象事業及び基準

原則として、以下の（イ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、（ロ）に掲げる事業の仕組みを全て備え、（ハ）に示す隘路の発見と打開のプロセスを有する事業を実施する場合を対象とする。

（イ）対象事業分野及び（ロ）事業の仕組み

1. 先駆タイプと同じである。

（ハ）隘路の発見と打開のプロセス

地方公共団体が地方創生の推進に取り組む過程で、PDCA による検証を実施しその結果として、KPI の達成に向けて既存の取組や制度上の隘路を発見し、それを打開するために新規事業に取り組もうとする場合において、本交付金を活用してどのように隘路を打開するのかという点について、十分な説明が行われるものであること。

なお、審査に当たっては、2. 横展開タイプの先駆性の要素である①～⑦の各視点も加味して行う予定としている。

(2) 事業計画期間及び交付金額

2. 横展開タイプと同じである。

4. 先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプに共通する事項

(1) 申請事業数及び申請金額

地方公共団体ごとの申請事業数については、原則として、都道府県にあっては5事業まで、市区町村においては2事業までを目安とする。3つのタイプにどのように申請するかは各地方公共団体の自由である。

ただし、市区町村が地域間連携を含む事業を申請する場合に限って、1事業分を追加して、3事業までの申請を可能とする。その場合であっても、先駆タイプ2事業分の2億円を、地方公共団体毎の交付金額の上限の目安とする。

（２）対象経費

それぞれのタイプに該当する新たな取組に向けた構想・企画段階、具体化に向けた事業主体の組成段階、事業主体組成後の立ち上げ初期段階を優先的に支援対象とする。

なお、外部人材を活用して調査等を行う構想・企画段階の事業も対象とするが、当該構想・企画において、自立性及び官民協働、地域間連携、政策間連携などの要素が含まれているか適切に審査を行うこととする。

具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

- ・ 事業推進主体組成経費（協議会の設立等）
- ・ 事業構想・計画立案経費
- ・ 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- ・ 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- ・ 事業設備・備品経費
- ・ 試作・実証経費
- ・ 広報・PR 経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）
- ・ 市場調査経費（テストマーケティング等）

（３）対象とならない経費

本交付金においては、以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- ・ 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。
- ・ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの

（４）ハード事業の取扱い

ソフト事業を中心とすることとしているが、ソフト事業と密接に関連するハード事業（施設整備事業等）は本交付金の対象とする。ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定する KPI 等の十分な向上が見込まれるものは対象とする。その場合であっても、ハード事業が太宗を占める場合（50%以上を目安とする）には、原則として、本交付金の対象としない。

なお、備品購入については、設定する KPI 等の十分な向上が見込まれる場合には対象とする。

(5) 国による他の補助金等との関係

1つの地方創生事業において、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることは、望ましいものである。

その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本交付金の対象とはしない。

なお、本交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証等については、関係各省庁の参画を得ながら内閣府地方創生推進事務局において対応することとしている。

5. 道、污水处理施設、港の整備事業の取扱い

(1) 28年度以降に地域再生計画の認定を求める事業の取扱い

従来、地域再生基盤強化交付金の交付対象となっていた道、污水处理施設、港の整備事業については、各事業分野毎に2種類以上の事業を総合的に行うという先導性に鑑み、今後は、各地方公共団体における地方版総合戦略に位置づけられた事業に限って、地域再生計画の認定、本交付金の交付を行う取扱いとする。

なお、各地方公共団体は、原則として、道、污水处理施設、港の整備事業と、上記の先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプその他の政策効果を高めるためのソフト事業と連携・組合せをするよう努めるものとする。

(2) 27年度以前に地域再生計画が認定されている事業の取扱い

27年度以前に地域再生計画が認定され、(旧)地域再生基盤強化交付金の対象としてきた道、污水处理施設、港の整備事業については、認定された計画に従って、当該認定された計画期間に限り、引き続き事業が行えるよう経過措置を設けている。

6. 地方負担に対する地方財政措置

本交付金の地方負担に対する地方財政措置については、ソフト事業のうち5割は、標準的な経費として普通交付税により、残りの5割については、事業費に応じて特別交付税により措置されることとなる。

また、ハード事業については、一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は30%を予定している。なお、上記5.の道、污水处理施設、港の整備事業については、公共事業等債等の対象となるものである。

Ⅳ. 留意事項

1. 地域再生計画との関係

今般、本交付金については、地域再生法を改正し、同法に基づく交付金として位置付け、安定的・継続的に運用していく。

具体的な仕組みとしては、地方公共団体は、地方創生事業についての地域再生計画の作成・申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けることが必要である。その上で、各年度において、当該事業についての本交付金の交付申請を行うこととなる。

2. スケジュール（予定）

6月17日までに地域再生計画認定申請及び交付金申請を受け付ける。申請を受け付けた後は、外部有識者等による審査を経て、9月中旬までに交付決定を行う予定である。

なお、先駆性を有する事業の構築には一定の時間を要することから、地方公共団体における地方創生事業の取組状況等を踏まえ、28年度後半にも、地域再生計画の認定申請及び交付金の交付申請の受付を行う予定である。

3. 相談受付

不明な点があれば、内閣府地方創生推進事務局に相談して頂きたい。

また、相談状況等を踏まえ、今後も適宜情報提供を行う予定である。

＜問い合わせ先＞

内閣府 地方創生推進事務局 地方創生推進交付金担当
03-3581-4213、4214